



# 島根県報

平成19年 6 月22日 (金)

第 1,890 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

ヨ－ネ病の発生	(農畜産振興課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	2
換地処分	( " )	2
保安林の指定	(森林整備課)	3
保安林の指定の解除	( " )	3
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水産課)	3
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	( " )	5
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	( " )	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 ( 2 件 )	(経営支援課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	8
道路の供用開始	( " )	9

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	10
林業種苗法の規定に基づく生産事業者の登録	(森林整備課)	10
公共測量の実施	(用地対策課)	10
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	11
社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表	(建築住宅課)	11

### 教委規則

島根県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	12
--	----------	----

### 教委公告

島根県立益田翔陽高等学校のNCパソコン及びワイヤ放電加工機、太陽光発電モニタ装置、マルチメディア通信実習装置の購入に係る一般競争入札の実施	(教育施設課)	13
---	---------	----

### 選管規程

選挙運動等実施規程の一部改正		15
----------------	--	----

### 監査公表

平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置		17
--------------------------	--	----

## 告 示

### 島根県告示第512号

ヨ－ネ病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成19年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

家畜伝染病の種類	家畜の種類	生年月日	発生頭数	発生場所	発生年月日	その他参考となるべき事項
ヨーネ病(患畜)	牛	平成14年2月28日	1頭	大田市	平成19年6月5日	ホルスタイン 県外導入牛

島根県告示第513号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年6月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市富山町才坂土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 田中 一成 大田市富山町才坂1489 - 4 番地
- 大谷 毅 大田市富山町才坂250番地
- 竹下 明 大田市富山町才坂63番地
- 錦織 忠明 大田市富山町才坂426 - 3 番地
- 竹下 正也 大田市富山町才坂120 - 1 番地

監事

- 細貝 裕二 大田市富山町才坂290 - 1 番地
- 竹下 満 大田市富山町才坂149 - 2 番地

2 就任年月日

平成19年4月25日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 竹下 勇 大田市富山町才坂120 - 1 番地
- 大谷 幸雄 大田市富山町才坂518 - 1 番地
- 田中 一成 大田市富山町才坂1489 - 4 番地
- 錦織 忠明 大田市富山町才坂426 - 3 番地
- 大谷 毅 大田市富山町才坂250番地

監事

- 竹下 満 大田市富山町才坂149 - 2 番地
- 細貝 裕二 大田市富山町才坂290 - 1 番地

島根県告示第514号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成19年6月7日付けで県営土地改良事業に係る益美(匹見)地区竹ノ原工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年6月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県告示第515号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所

浜田市金城町長田イ22内第1、イ22 - 3 からイ22 - 5、イ378内1、イ378続1、イ378 - 5 からイ378 - 7

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第516号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町三里口323 - 2、口323 - 4、口452 - 7

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 解除の理由

指定理由の消滅

## 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町三里口323 - 3、口452 - 6

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 解除の理由

道路用地とするため

## 島根県告示第517号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成19年6月22日

島根県知事 溝口 善兵衛

別表第2中

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%

を

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%

に改

		年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.45%	年0.45%

める。

附 則

- この告示は、平成19年 6 月22日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成19年 6 月22日以後に貸し付けられた別表第 1 の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第518号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成19年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中	年1.9%以内	を	年2.0%以内	に改める。
	年2.05%以内		年2.15%以内	
	年1.9%以内		年2.0%以内	
	年1.9%以内		年2.0%以内	
	年1.9%以内		年2.0%以内	
	年1.9%以内		年2.0%以内	
	年1.9%以内		年2.0%以内	
	年1.9%以内		年2.0%以内	

附 則

- この告示は、平成19年 6 月22日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成19年 6 月22日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第519号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成19年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 5 条第 2 号中「1.9パーセント」を「2.0パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成19年 6 月22日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成19年 6 月22日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

## 島根県告示第520号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年6月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW松江店 島根県松江市東津田町字溜池486-1外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社 コジマ 代表取締役 小島章利 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社 コジマ 代表取締役 小島章利 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

## (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年2月11日

## (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,500平方メートル

## (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ア 駐車場の位置及び収容台数

店舗所在地内 151台

## イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗所在地内 100台

## ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物内 55平方メートル

## エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内 53立方メートル

## (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 午後10時

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

## ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3か所(国道9号線側)

## エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時

## 2 届出年月日

平成19年6月11日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課(島根県松江市末次町86)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第521号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）グッディ斐川店 島根県簸川郡斐川町大字神氷2855番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社 ウシオ 代表取締役 牛尾尚正 島根県出雲市今市町609番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社 ウシオ 代表取締役 牛尾尚正 島根県出雲市今市町609番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年 2 月16日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,508平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

店舗所在地内 196台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗所在地内 72台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物内 60平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内 33立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻） 午前 9 時

（閉店時刻） 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時

2 届出年月日

平成19年6月15日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

斐川町商工観光課(島根県簸川郡斐川町大字莊原2172)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第522号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年6月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
一般国道	432号	安来市広瀬町梶福留198番2地先から同155番4地先まで	前	メートル 5.30~ 17.00	メートル 1,130.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
			B	13.00~ 17.00	950.00		
			後 B	13.00~ 17.00	950.00		
県道	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字川本233番3地先から同大字236番2地先まで	前	6.00~ 9.00	102.00		交通安全工事 拡幅
			後	8.00~ 11.00	102.00		



"	大田桜江線	邑智郡川本町大字北佐木451番 3 地先から同地先まで	前	4.00	11.00	県央県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	4.00 ~ 21.00	11.00		
"	別府川本線	邑智郡美郷町惣森289番 1 地先から同地先まで	前	4.00	13.00		災害復旧工事 拡幅
			後	8.00	13.00		
"	"	邑智郡美郷町惣森476番 2 地先から同225番 2 地先まで	前	4.00	10.00		災害復旧工事 拡幅
			後	9.00 ~ 11.00	10.00		
"	跡市川平停車場線	江津市川平町南川上633番 3 地先から同96番 1 地先まで	前	4.00 ~ 5.00	300.00	浜田県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	6.00 ~ 16.60	300.00		

島根県告示第523号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字川内821番 2 地先から同大字621番 5 地先まで	メートル 161.00	平成19年 6 月22日	県央県土整備事務所	
"	別府川本線	邑智郡美郷町惣森289番 1 地先から同地先まで	13.00	平成19年 6 月22日		
"	"	邑智郡美郷町惣森476番 2 地先から同225番 2 地先まで	10.00	平成19年 6 月22日		
"	邑南飯南線	邑智郡美郷町村之郷1252番 5 地先から同1263番 1 地先まで	193.00	平成19年 6 月22日		
"	"	邑智郡美郷町村之郷1266番 1 地先から同593番 3 地先まで	65.00	平成19年 6 月22日		
"	大田桜江線	大田市久利町松代字下夕臺56番地先から同市久利町久利字殿居ノ前626番 2 地先まで	938.00	平成19年 6 月22日	県央県土整備事務所大田事業所	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 申請のあった年月日  
平成19年6月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 新しい道・心の健康を守る会
- 3 代表者の氏名  
高橋 榮一
- 4 主たる事務所の所在地  
島根県出雲市平田町7256番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、心の健康とその増進を図るための事業を行い、もって人間性の尊厳を守ると共に、人間の幸福に寄与することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類  
変更後の定款
- 7 縦覧期間  
申請書を受理した日から2月間
- 8 縦覧場所  
県政情報センター（県庁南庁舎1階）  
出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎2階）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成19年6月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び 所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
64	松浦造園株式会社 代表取締役 松浦幸一 松江市大庭町728番地 6					松浦造園株式会社 松江市大庭町728番地 6

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成19年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（浜田市地形図作成）
- 2 作業期間  
平成19年 6 月21日から平成21年 9 月30日まで
- 3 作業地域  
浜田市全域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
平田都市計画臨港地区
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の 2 第 2 項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成18年度の経営状況について次のとおり通知があったので、同法同条第 3 項の規定により公表する。

平成19年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 事業実績		
加入都道府県市区町村会員数		709
加入戸数		843,001戸
共済委託契約金額		7,511,809,878,000円
火災共済掛金		1,008,826,395円
被災戸数		460戸
火災共済給付金		393,510,652円
特定給付金		15,350,690円
復興建築助成戸数		115戸
復興建築助成金		51,982,005円
住宅災害見舞戸数		2,789戸
住宅災害見舞金		41,973,000円
住宅防火施設整備補助会員数		107
住宅防火施設整備補助金		48,096,100円
2 収支計算		
(1) 収入		
火災共済掛金収入		1,008,826,395円
建物管理の部収入		44,055,982円

その他の収入	2,834,643,512円
当期収入合計(A)	3,887,525,889円
前期繰越収支差額	53,798,324円
収入合計(B)	3,941,324,213円
(2) 支出	
事業費	692,350,264円
管理費	153,486,282円
建物管理費	25,894,669円
特定預金等支出	2,466,757,940円
当期支出合計(C)	3,338,489,155円
当期収支差額(A)(C)	549,036,734円
次期繰越収支差額(B)(C)	602,835,058円

### 教 育 委 員 会 規 則

島根県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月22日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

#### 島根県教育委員会規則第19号

島根県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年島根県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

特例条例第2条に規定する市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)の施行に係る事務のうち教育委員会規則に基づく事務(島根県教育庁等組織規則(昭和43年島根県教育委員会規則第8号)第5条第1号から第4号までに規定する機関に勤務する者に係る事務を除く。)であって別に教育委員会規則で定めるもの	市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第11号。以下「給与規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 給与規則第27条の2第2項の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額 の認定、同条第3項の規定による扶養手当台帳への記載同条第4項の規定 による書類の提出の求め並びに給与規則第28条の規定による扶養手当に係る 随時の確認 イ 給与規則第28条の8の規定による届出に係る事実の確認及び住居手当の月 額の決定又は改定並びに給与規則第28条の11の規定による住居手当に係る随 時の確認 ウ 給与規則第29条の4の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の月 額の決定又は改定並びに給与規則第30条の規定による通勤手当に係る随時の 確認 エ 給与規則第31条の9の規定による届出に係る事実の確認及び単身赴任手当 の月額 の決定又は改定、給与規則第31条の11第1項の規定による単身赴任手 当に係る随時の確認並びに同条第2項の規定による書類の提出の求め
--	--

#### 附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

## 教育委員会公告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成19年6月22日

島根県教育委員会教育長 藤原 義光

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

ア 島根県立益田翔陽高等学校NCパソコン及びワイヤ放電加工機 一式

イ 島根県立益田翔陽高等学校太陽光発電モニタ装置 一式

ウ 島根県立益田翔陽高等学校マルチメディア通信実習装置 一式

#### (2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 納入期限

平成20年3月28日(金)

#### (4) 納入場所

島根県益田市高津3-21-1 島根県立益田翔陽高等学校

#### (5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

### 2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、下記のとおり記載されている者であること。

ア 島根県立益田翔陽高等学校NCパソコン及びワイヤ放電加工機 一式

営業種目の大分類「機械器具類」中分類「産業機器」に記載されている者であること。

イ 島根県立益田翔陽高等学校太陽光発電モニタ装置 一式

営業種目の大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」に記載されている者であること。

ウ 島根県立益田翔陽高等学校マルチメディア通信実習装置 一式

営業種目の大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」に記載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 契約を交わす場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育委員会教育施設課(電話0852-22-6603)

## (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

平成19年6月22日から平成19年6月28日までの間、次の場所において交付する。交付時間は土日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

## ア 上記(1)の場所

イ 〒698 - 0041 島根県益田市高津3丁目21番1号

島根県立益田翔陽高等学校 事務室(電話0856 - 22 - 0642)

## (3) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 年月日

平成19年7月13日(金)

## イ 時刻

㊦ 島根県立益田翔陽高等学校NCパソコン及びワイヤ放電加工機 一式

午前10時から

㊧ 島根県立益田翔陽高等学校太陽光発電モニタ装置 一式

午前10時30分から

㊨ 島根県立益田翔陽高等学校マルチメディア通信実習装置 一式

午前11時から

## ウ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県分庁舎 教育委員室

## 4 その他

## (1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に平成19年7月6日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 契約書の作成の要否

要する。

## (7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

---

## 選 挙 管 理 委 員 会 規 程

---

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 6 月22日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第 6 号

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程

選挙運動等実施規程（昭和30年島根県選挙管理委員会規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第27号様式の 3 を次のように改める。

第27号様式の3(第57条)

備考

- 1 名簿届出政党等の名称等の掲示は、名簿届出政党等の数等により必要がある場合は左右二列にわたって掲示することができること。
- 2 名簿届出政党等の名称等の掲示は、公職選挙法第七十五条第三項の規定による順序に従い、上から行うものとする。ただし、左右二列に掲示する場合にあっては右列について上段から順次行った後、左列についても同様に行うものとする。
- 3 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとすること。この場合においては、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付すこと。

(ふりがな) 名簿登載者の氏名	(ふりがな) 略称	(ふりがな) 名簿届出政党等の名称	何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示 何市(町)(村)選挙管理委員会



附 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

監 査 委 員 公 表

---

島根県監査委員公表第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定に基づき、島根県教育委員会教育長から平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成19年 6 月22日

島根県監査委員	福 間 賢 造
同	大 屋 俊 弘
同	山 崎 悠 雄
同	谷 本 敏

平成17年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

- 1 包括外部監査の特定事件
  - (1) 島根県の委託料
  - (2) 島根県土地開発公社
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置等
  - 次のとおり

監 査 結 果	措 置 等 の 内 容
<p>報告書中</p> <p>第4章 島根県土地開発公社への委託</p> <p>第3 土木工事請負の業務委託</p> <p>3 歴史民俗博物館調整池及び下水道工事業務委託</p> <p>「行政評価人件費」を用いた人役換算では、委託料額（土地開発公社分）は1.0人役となるのは過大と思われる。事務比率での積算方法にも疑問がある（「県立中海水中貯木場浚渫工事」と同じ）。</p> <p>当該業務では、入札で工事業業者を選定するので、「再委託」がなされることが前提である。だとすれば、どこまでの再委託の管理が必要か、そのためには契約書においてはどこまでの定めをする必要があるのかを検討の上、適切な再委託条項を設定すべきである。</p> <p>入札及び施工管理のみを土地開発公社に委託した上で、事務的な事項は県で行うということはできないのか。</p>	<p>当該委託事業費は、土地開発公社と県の間で定められた委託費の事務比率表に基づき、適用比率を積算額に乗じて算出した。</p> <p>これは、「事務比率を用いる」というルールに従って積算した結果であるが、今後、より適切な積算が可能になるよう、主管部局へ検討を要請する。</p> <p>入札で工事業業者を選定する等「再委託」が前提となる業務については、次項の「入札及び施工管理のみを」委託する方法も併せ、再委託の必要に応じて、適切な管理が成されるよう、再委託条項の設定等を検討していく。</p> <p>今後の委託の際には、その時点でのマンパワーも考慮しながら、具体的な委託の方法を検討していく。</p>